

# 構造経済学一序説

落合仁司

経済学は方法論的個人主義あるいは行為主義的方法の代表的な成功例であった。さらに経済学はみずからの方法を法と経済の布置関連等の公共的諸問題にも適用しようとしてきた。しかし法と経済の布置関連といった社会規範と個人行為の関係を理解するに際しては行為主義的方法には明らかな限界が存在する。むしろ公共的諸問題に対しては方法論的集合主義あるいは構造主義的方法が有効であると思われる。小論においては法と経済の布置関連を中核とする公共的諸問題に対して構造主義的方法がいかなる可能性を持っているかを検討してみたい。

## 1. 序

経済学は社会を諸個人の行為の総和に還元しようとする方法論的個人主義において際立っている。しかし法秩序や安全保障あるいは部分的には教育、医療、交通、環境等を含むいわゆる公共財の問題を理解するに当たっては、経済学の方法論的個人主義には明らかな限界が存在する。たとえば法秩序のような制度化された社会規範を諸個人の行為の総和に還元してしまえば、公共的諸問題の創発的特性を見失う恐れが強い。したがって公共財の問題を取扱う公共経済学においては方法論的個人主義を超える何らかの方法が要請される。

方法論的個人主義に対立する方法は社会を諸個人の行為の総和以上のものであるとする方法論的集合主義である。ただし方法論的個人主義における行為主体には諸個人の集合それ自体を一個の行為主体と見なしたいわゆる組織という主体も含まれているので、社会それ自体を一個の行為主体すなわち組織と見なすという方法は必ずしも方法論的集合主義には含まれない。あ

るいは社会は組織をも含めた諸主体の行為の総和以上のものでありかつそれ自体は組織ではないとする立場を方法論的集合主義と名付けたいと言い換えてもよい。法秩序のような社会規範あるいは制度の問題を中核とする公共経済学の諸問題を検討するに際してはこのような意味での方法論的集合主義が要請されるように思われる。

それではこのような方法論的集合主義とは具体的にはどのような方法なのであろうか。言い換えれば個人行為という部分の総和には還元しえない全体としての社会制度あるいは規範すなわち社会構造と呼ばれるものを認識する方法にはいかなるものがありうるのであろうか。おそらくは個人行為を顕在的な経験あるいはパロール、社会構造を潜在的な体系あるいはラングとして捉える構造主義の方法が最も有力な方法論的集合主義であると思われる。言うまでもなく構造主義はソシュール以来の言語学、続いてレヴィ=ストロース以来の人類学において大きな成功を収めてきた方法である。この方法が経済

学とりわけ公共経済学の方法としてどの程度に有効であるかは以下の行論において明らかにしていきたい。

小論においては経済学とりわけ公共経済学における構造主義的方法の可能性を素描してみたい。このような作業を経ることにより正統経済学の個人主義あるいは行為主義の社会科学総体における位相もまた明らかになると思われる。

## 2. 正統経済学

正統経済学が大きな成功を収めてきたのは財の交換の理論においてであった。このことは経済学が財の交換現象を経済現象の最も本質的な特性と見なしてその分析に知的努力を集中してきたことにもよるが、また財の交換現象が数学的方法を適用しやすい対象であったという分析上の便宜にもよるところが大きい。アダム・スミス以来の経済学の交換理論は今日ではコアと市場均衡の理論としてほとんどエレガントとも言える程に精緻化されている。以下ではこのコアと市場均衡の理論を引照しつつ正統経済学の個人主義的特徴を浮彫りにしていきたい。

財についての選好（価値判断）を持ちある一定の財を所有する諸個人の集合を考える。コアとはこの集合のすべての部分集合（一個人から全体社会まで）においてその部分集合の構成員に、より高い選好をもたらしかつその部分集合内の財の所有量によって達成可能であるような財の配分が存在しない社会状態を言う。言い換えればコアとは社会を構成するすべての諸個人及びそのグループの全員一致によって支持される達成可能な社会状態である。すなわちコアとは諸個人（及びそのグループ）の行為（ここでは財の需要）の総和が全員一致性あるいは全有利化という意味において安定性を持ちえた社会状態なのである。したがってある安定した社会

状態をコアと見なすことによりその社会を諸個人の行為の総和に還元して理解することも可能になる。コアの概念は社会を個人主義的あるいは行為主義的に理解するための有力な方法を提供するのである。もちろん安定した社会状態を個人主義的に理解しうる方法はコア以外にもありうる。たとえばゲーム理論における多くの解の概念（コアもその一つである）はその可能性を持っている。しかしその一般性においてコアに優る概念は見当らず、また次に述べる市場均衡との関係においてコアは特別の位置を占めている。したがってある社会状態をコアと見なすという方法を社会を個人行為の総和に還元して理解する個人主義的方法の代表例として考えることにしたい。

さて財の価格を考える。市場均衡とは諸個人の、価格と財の所有量の制約の下で最大に選好される財の需要が社会全体の財の所有量によってすべて実現可能な（社会全体の需要と供給が一致する）社会状態を言う。言い換えれば市場均衡とは価格のみをコミュニケーション・メディアとした諸個人の行為（財の需要）がすべて達成可能な社会状態である。価格のみをコミュニケーション・メディアとする交換機構を市場機構あるいは価格機構と呼ぶことにすれば、市場均衡は市場機構が存立している社会における安定した社会状態をモデル化したものであると言える。すなわち市場均衡は価格機構に対して理念型としての位置を占めているのである。

以上に述べてきたコアと市場均衡は社会を構成する個人が十分に多数ならば一致することが証明されている。すなわち社会を構成する個人が十分に多数ならば市場均衡は常にコアでありコアは常に市場均衡なのである。命題の前半は価格のみをコミュニケーション・メディアとする価格機構による社会状態は諸個人の行為の総和

に還元して理解することが可能であることを示すものであるが、このことはほとんど自明であろう。しかし命題の後半は自明ではない。すなわち命題の後半は（コアの意味で）個人主義的に理解できる社会状態は常に価格機構によって表現しうることを主張している。このことは価格機構が安定した個人主義的社会の一つの類型にすぎないとする通念を覆すものである。すなわちこのコアと市場均衡の一致性命題は安定した個人主義的社会と価格機構の同一性を示すものとして解釈しうる。（もっともコア自体が可能な個人主義的社会の一つの類型にすぎないとも言えるが。）したがってこれまで価格機構の分析において大きな蓄積を誇ってきた経済学の理論が社会を個人主義的方法によって理解するものであることは明らかであろう。あるいはむしろ方法論的個人主義による社会理論に貢献したいがために経済学はこれまで価格機構の分析にその知的努力を傾倒してきたのかもしれない。以上のような意味においてコアと市場均衡の一致性命題を正統経済学の基本定理と呼ぶことは強ち不当でもないと思われる。

### 3. 公共経済学

公共経済学は専ら公共財をめぐる諸問題を取扱う経済学である。公共財とは社会を構成するすべての諸個人において同時かつ等量に消費される財すなわち社会全体において共同消費される財のことである。たとえば法秩序や安全保障がもたらすサービスは代表的な公共財である。また教育、医療、交通、環境等のもたらすサービスも部分的には公共財と見なすことができる。しかしここでは公共財の概念の内包と外延をめぐる詮索は断念し、代表的な公共財としての法秩序に関心を限定しよう。以下ではこの公共財としての法秩序をめぐる諸問題を検討する

に際して経済学の方法論的個人主義がいかなる限界を持っているのかを明らかにしたい。

正統的な公共経済学においては公共財の供給量（司法サービスの水準）は諸個人の行為（公共財を含めた財の需要）の総和によって決定されると考える。したがってコアに属する公共財の供給量を考えることが可能になる。すなわち社会を構成する諸個人の全員一致によって支持される公共財の量である。このコアに属する公共財の供給量は通常の市場機構では実現しえないが、リンダール機構と呼ばれる市場機構に類似したメカニズムによれば実現の可能性を与えられる。リンダール機構とはコミュニケーション・メディアとして私的財の価格以外に公共財の数量を用い公共財の価格（租税）は諸個人の公共財に対する評価に応じて割当するという点で市場機構と異なるが、諸個人の相互に独立した行為をすべて達成可能にするという点で市場機構と同一な自発的交換のメカニズムである。このリンダール機構によってコアに属する公共財の配分が実現される可能性が与えられるということは正統経済学の基本定理の一つの系であると言えよう。

しかし与えられるのは可能性であって現実性ではない。なぜならば公共財は社会全員によって同時かつ等量に消費される財であるので、その定義によって、費用を負担しない（租税を支払わない）個人を公共財の消費（司法サービスの享受）から排除することは不可能となる。したがって諸個人の公共財に対する評価に応じて費用負担を割当るリンダール機構においては諸個人が自己の公共財に対する評価を（低く）偽って費用負担を逃れようとする誘因が強く存在する。諸個人が自己の評価を偽るならばリンダール機構はコアに属する公共財の配分を実現しえない。いわゆるフリー・ライダー（ただ乗

り)問題である。フリー・ライダー問題は公共財の費用負担を諸個人の公共財に対する評価に応じて分配しようとするならば必然的に生じる問題である。この問題を解決するためにある個人に対する費用負担の割当を当該個人以外のすべての個人の公共財に対する評価に応じて決定する費用配分方式を導入してリンダール機構を改良したグローヴス機構の試みも、新たに発生する政府赤字の負担配分においてこのフリー・ライダー問題に再び遭遇せざるをえない。フリー・ライダー問題は公共財の費用配分における受益者負担原則の適用を不可能にしているのである。

そこで公共財の費用は他の原則(たとえば均等課税)によって諸個人に分配しつつコアに属する公共財の供給量を実現しうるメカニズムが模索されることになる。たとえば投票機構による公共財供給量の選択である。こうした方向での努力はいわゆる新政治経済学(公共選択理論)として精力的に積み重ねられている。しかしこうしたコアに属する公共財の配分を実現しうるメカニズムを模索する方向の大前提にある、公共財の配分は諸個人の行為(公共財の需要あるいは評価)の総和によって決定されるとする方法を疑ってみる必要もあるのではないだろうか。そもそも法秩序のような公共財が社会を構成する諸個人の意識的な合意によって維持供給されているとする見解は有力ではあるが一方の見解にすぎない。法秩序のような社会規範あるいは社会制度の理解をめぐっては方法論的個人主義と方法論的集合主義の鋭い対立が存在している。これまでの公共経済学は方法論的集合主義をあまりにも等閑視しすぎてきたのではないだろうか。アローの一般不可能性定理にも見られるように方法論的個人主義による社会規範の理解は比較的早い段階において限界に遭遇するものと思われる。この際公共財としての社会規範ある

いは社会制度の理解において意識的に方法論的集合主義を追究していく必要があるのではないだろうか。

方法論的集合主義とは社会を諸個人の行為の総和以上のものであると見る立場である。しかし方法論的集合主義は社会を一個の価値判断(選好)を持った行為主体と見なすものではない。したがって諸個人の集合で一個の価値判断を持った行為主体と見なせるものを組織と呼ぶことにすれば、方法論的集合主義においては社会は組織ではない。むしろ方法論的個人主義における行為主体としての個人の中に組織(たとえば企業あるいは政府)は含まれているとも言える。このように方法論的集合主義を捉えることにより社会有機体論や社会学的機能主義さらには社会主義やファシズムといった社会は組織である(あるいは社会は組織であるべきである)とする立場と方法論的集合主義は峻別されることになる。

それでは社会は諸個人の行為の総和以上のものでありかつ一個の行為主体ではないとする方法論的集合主義とは具体的にはどのような方法なのであろうか。この方法には公共財としての法秩序を中核とした社会規範あるいは社会制度の理解に資することが期待されているのであるが、具体的には社会制度としての言語あるいは親族構造(婚姻規則)等の理解に与って力のあった構造主義的方法がおそらく最も可能性豊かな方法論的集合主義であると思われる。

#### 4. 構造言語学

個人行為という部分の総和以上のものである全体としての社会制度(社会規範)、しかしそれ自体は受動的であり(行為主体ではなく)個人の能動的行為によって初めて実現される社会制度とはいかにして捉えることが出来るである

うか。ただしここで言う社会制度（社会規範）とは必ずしも諸個人において意識的に思念されているそれではない。むしろ諸個人において意識されないすなわち無意識的に存在しているものである。このような無意識的に存在する社会制度をレヴィ＝ストロースに倣って社会構造と呼ぶことにしよう。以上の意味における個人行為と社会構造はソシュール以来の構造言語学におけるパロールとラングにそれぞれ対応している。したがって個人行為と社会構造の関係を確定するためには構造言語学におけるパロールとラングの関係を調べるのが有効になる。

社会構造あるいはラングは体系として捉えられる。体系とは部分が他の部分との差異（対立）においてしか価値（意味）を持ちえない全体のことである。すなわち体系においては部分が他の部分あるいは全体から独立して価値を有することはありえない。したがって全体を部分の総和に還元することは不可能であり全体は部分の総和以上のものとなる。およそ連続的な実質を差異化（分節化）することによって生じる形式はすべて体系としての特徴を具えている。したがって世界を差異化あるいは分節化することが人間の精神作用の最も本質的な特性だとするならば、およそ人間の保有する秩序あるいは文化はすべて体系として捉えることが可能となる。ここに言語を初めとして親族や法秩序等の社会構造あるいはラングを体系として捉える根拠が存在する。しかしこの体系としてのラングはそれ自体としては抽象的で潜在的な規則（規範）であって、具体的で顕在的に経験されるのはその行使としてのパロールのみである。言い換えれば個人行為あるいはパロールは受動的な規則の能動的な行使であり、抽象的で潜在的な体系の経験への具体化あるいは顕在化であると捉えられる。しかし同時にパロールによって顕在化

されたラングの部分（要素）は他のパロールによって顕在化されたラングの部分との対比（統合、隣接）とともに、ラングに潜在する他のすべての部分との対立（連合、類似）において初めてその価値（意味）が決定される。このことはラングの体系としての性質の必然的な帰結である。

以上に述べてきたことから明らかなように社会構造あるいはラングとは潜在的な体系（全体）であり個人行為あるいはパロールとは顕在的な要素（部分）である。このように社会構造と個人行為を捉えることにより、社会構造は個人行為の総和には還元しえずかつそれ自体は行為主体ではないとする命題の意味するところが明確となる。すなわちこの命題の前半は社会構造を体系として個人行為をその要素として捉えれば明確となり、命題の後半は社会構造を潜在として個人行為を顕在として捉えれば明確となる。これが構造言語学における方法論的集合主義すなわち構造主義である。

レヴィ＝ストロースはこのソシュール以来の言語学において成功を収めてきた構造主義を人類学に導入することにより構造人類学を構築した。構造人類学はインセスト・タブーあるいは外婚制といった婚姻制度（親族制度）を女の交換規範というラングに対するパロールと見ることにより親族現象の理解に少なからず印象的な成果を付け加えている。おそらくホミサイド・タブーを中心とする刑罰制度に同様の方法を適用することによって犯罪現象の理解に何程かを寄与することも可能であろう。それでは構造主義的方法を経済学とりわけ公共経済学に導入することはいかんにして可能であろうか。公共経済学は法秩序に代表される公共財の問題に主たる関心を集中しているが、まさにこの法秩序の理解こそ構造主義的方法の極めて有効な場面であ

と思われる。すでに構造主義が成果を上げてきた場面はまず人間の知にかかわる制度(規範)としての言語であり、続いて人間の性にかかわる制度としての親族であった。さらにおそらく人間の性と同様に身体をめぐる問題である人間の死にかかわる制度としての刑罰の場面において何らかの成果が期待される。後の二つの場面は言うまでもなく親族法あるいは刑事法の領域と重なり合っている。したがって構造主義的方法を人間の財にかかわる制度の領域に適用するに際しても、法秩序とりわけ所有法及び契約法の問題に焦点を絞ることが有効な戦略である可能性が強い。それゆえに構造主義的な方法による公共経済学を構造経済学と呼ぶことにすれば、構造経済学はさしあたり法経済学として出発することになるとと思われる。

## 5. 構造経済学

構造経済学はさしあたり所有権法(及び契約法さらには損害賠償法)に潜在する社会構造(体系としてのラング)の理解に注意を集中する。確かにこの領域は従来の法経済学の対象領域と重なり合っている。しかし従来の法経済学は正統経済学の個人主義的方法をこの領域にまで拡張して、法制度の相違による個人行為の変化(法制度の経済的帰結)を調べたり、さらには所有権制度の生成の方法論的個人主義による説明を試みたりするものである。これに対して構造経済学は法制度に潜在する個人行為の総和を超越した構造を明らかにしたいのである。この対立は法学における法実証主義と自然法論の対立にも深く対応している。そもそも近代社会科学の古典期を代表するホッブス、ロック、ヒューム、スミスらにおいては、社会は諸個人の行為が共存する秩序としての市場機構と自然法に基礎付けられた抽象的形式的規則としての

普通法(コモン・ロー)体系の組合せとして理解すべきものであった。しかし彼らの経験主義的方法は自然法としての普通法の位相を確定するのに(バークらの努力はあったにせよ)必ずしも成功しなかったために、古典的社会科学は二つの同位対立物に解体していくことになる。一つはベンサム、ミル以来の功利主義であり、二つはコント以来の社会有機体論(今日では社会学的機能主義)さらにはサン＝シモン以来の社会主義(今日の社会民主主義から共産主義まで)である。前者は社会を諸個人の行為(効用最大化行動)の総和に還元し後者は社会をそれ自体実質的な目的を持つ行為主体(であるべき)と想定するという点で鋭く対立している。しかしいずれも社会に潜在する抽象的形式的規範体系(これを自然法と呼びたい)を認めないという点ではまったく同一である。すなわち彼らにおいては法は、諸個人の意識的な意志の総和かあるいは社会を組織(計画)するものの意志かの相違はあるにせよ、立法者の意識的な意志そのものである。法実証主義はこのような法理論を法学において展開したのであった。この思想は個人あるいは組織の意識的な行為を絶対化するという意味において行為主義と呼ぶべきものである。行為主義は今日なお最も有力な社会思想として自由主義と社会主義の区別なく君臨している。しかしこの行為主義の行きつく先がアノミー的な自由主義かあるいは管理的な社会主義でしかないという危機意識を懐いた人々もいた。デュルケーム、モースを初めとするフランスの社会学者たちである。彼らの強調する全体的社会的事実とはまず第一に法秩序を中核とする社会制度(規範)のことであった。すなわち彼らは法秩序を諸個人の意志の総和でもなく組織としての社会の意志でもない社会的事実として捉えることを主張したのである。レヴィ＝ス

トロースはこの社会的事実を社会構造として捉え直すことによりフランスの社会学の正系を復活させた。この意味において構造主義は自然法思想の今日的表現であるとも言える。あるいはまた構造主義は古典期のイギリスの社会学者たちの、社会を顕在的な個人行為の総和としての市場機構と潜在的な抽象的形式的規則（社会構造）としての普通法体系との組合せにおいて捉える社会観の復権を促すものであるとも言える。すなわちイギリスの社会科学がその経験主義のために必ずしも成功しなかった市場機構と普通法体系の関係付けを構造主義はいわばフランスの合理主義を媒介とすることによって成功させることが期待しうるのである。（この意味

においてフランスの合理論が社会学的機能主義や社会主義といった組織主義を生み出したとする理解は一面的にすぎる。イギリスの経験論もまた自然法の位置付けに失敗することにより組織主義さらには行為主義の形成に与って力があつた。）構造主義的方法による法経済学の基本的な課題はこの価格メカニズムと普通法システムの布置関係を解明することにある。そのためには価格メカニズムの理解に比して相対的に遅れている普通法システムの社会科学的探究が強く要請されるのである。

小論は以上のように期待される法経済学への序説である。法経済学の本格的な展開は稿を改めて行いたい。

## 文 献

- Barthes, R. 1965 *Le degré zéro de l'écriture suivi de Éléments de sémiologie*, Éditions du Seuil=1971 渡辺淳・沢村昂一訳『零度のエクリチュール 付記号学の原理』みすず書房
- Durkheim, É. 1893 *De la division du travail social*, P.U.F.=1971 田原音和訳『社会分業論』青木書店
- , 1895 *Les règles de la méthode sociologique*, P.U.F.=1978 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店
- Green, J.R. & J.J. Laffont 1979 *Incentives in Public Decision-Making*, North-Holland
- 浜田宏一 1977『損害賠償の経済分析』東京大学出版会
- Hayek, F.A. 1952 *The Counter-Revolution of Science*, Free Press=1979 佐藤茂行訳『科学による反革命』木鐸社
- Hildenbrand, W. 1974 *Core and Equilibria of a Large Economy*, Princeton U.P.
- 貝塚啓明 1971『財政支出の経済分析』創文社
- 古賀勝次郎 1981『ハイエクの政治経済学』新評論
- Lévi-Strauss, C. 1949 *Les structures élémentaires de la parenté*, P.U.F.=1977-78 馬淵東一・田島節夫監訳『親族の基本構造(上)(下)』番町書房
- , 1958 *Anthropologie structurale*, Librairie Plon=1972 荒川幾男・生松敬三・川田順造・田島節夫訳『構造人類学』みすず書房
- , 1962 a *Le totémisme aujourd'hui*, P.U.F.=1970 仲沢紀雄訳『今日のトーテミズム』みすず書房
- , 1962 b *La pensée sauvage*, Librairie Plon=1976 大橋保夫訳『野生の思考』みすず書房

- 丸山圭三郎 1981『ソシュールの思想』 岩波書店
- Mauss, M. 1950 *Sociologie et anthropologie*, P.U.F.=1973-76 有地享・伊藤昌司・山口俊夫訳  
『社会学と人類学(I)(II)』 弘文堂
- 村上泰亮・西部邁編 1978『経済体制論(II)』 東洋経済新報社
- 根岸隆・岡野行秀編 1973『公共経済学』 有斐閣
- 西部邁 1975『ソシオ・エコノミックス』 中央公論社
- , 1979-80「信仰と懐疑(1)~(6)」 季刊現代経済36~41
- Posner, R.A. 1972 *Economic Analysis of Law*, Little Brown
- Saussure, F. de 1916 *Cours de linguistique générale*, Payot=1972 小林英夫訳『一般言語学講義』  
岩波書店
- 上野千鶴子 1976「財のセミオロジ」 現代社会学11
- , 1981「交換のコード・権力のコード」 経済評論30巻10号
- 吉沢英成 1981『貨幣と象徴』 日本経済新聞社

(おちあい ひとし)